

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">海外投資（株式等）保険約款</p> <p style="text-align: center;">平成29年4月1日 17 - 制度 - 00009 沿革（略） <u>令和3年3月18日 一部改正</u></p>	<p style="text-align: center;">海外投資（株式等）保険約款</p> <p style="text-align: center;">平成29年4月1日 17 - 制度 - 00009 沿革（略）</p>	
<p style="text-align: center;">第1章（略）</p>	<p style="text-align: center;">第1章（略）</p>	
<p style="text-align: center;">第2章 てん補の範囲及びてん補責任額 （てん補危険）</p> <p>第2条 株式会社日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）は、被保険者がこの証券記載の海外投資（以下「被保険投資」という。）を行った場合において、次の各号のいずれかに該当する事由により受ける損失を、この約款（別に特約を締結したときは当該特約を含む。以下同じ。）の定めるところに従い、てん補する責めに任ずる。ただし、被保険投資の相手方が投資先国又は地域以外の国又は地域において直接又は間接に保有する不動産、設備、原材料その他の物に関する権利、鉱業権、工業所有権その他の権利又は利益であって事業の遂行上特に重要なもの（（再投資先企業（被保険投資の相手方が直接出資又は間接出資を行っている企業をいい、間接出資の場合は中間法人を含む。以下同じ。）の株式及び再投資先企業向け貸付金債権を含む。）以下「主要な事業資産等」という。）に係る第2号から第4号までのいずれかに該当する事由により受ける損失にあつては、当該主要な事業資産等の所在する国又は地域がこの証券に記載されている場合に限る。</p> <p>一～六（略） 2～4（略）</p>	<p style="text-align: center;">第2章 てん補の範囲及びてん補責任額 （てん補危険）</p> <p>第2条 株式会社日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）は、被保険者がこの証券記載の海外投資（以下「被保険投資」という。）を行った場合において、次の各号のいずれかに該当する事由により受ける損失を、この約款の定めるところに従い、てん補する責めに任ずる。ただし、被保険投資の相手方が投資先国又は地域以外の国又は地域において直接又は間接に保有する不動産、設備、原材料その他の物に関する権利、鉱業権、工業所有権その他の権利又は利益であつて事業の遂行上特に重要なもの（（再投資先企業（被保険投資の相手方が直接出資又は間接出資を行っている企業をいい、間接出資の場合は中間法人を含む。以下同じ。）の株式及び再投資先企業向け貸付金債権を含む。）以下「主要な事業資産等」という。）に係る第2号から第4号までのいずれかに該当する事由により受ける損失にあつては、当該主要な事業資産等の所在する国又は地域がこの証券に記載されている場合に限る。</p> <p>一～六（略） 2～4（略）</p>	
<p>第3条（略）</p>	<p>第3条（略）</p>	
<p>第4条 前条第1項の非常事故株式等について第2条第1項第1号の事由又は同項第2号、第3号若しくは第4号の損害の発生の直前に評価した額は、次の各号に定めるいずれかの書類における被保険投資の相手方</p>	<p>第4条 前条第1項の非常事故株式等について第2条第1項第1号の事由又は同項第2号、第3号若しくは第4号の損害の発生の直前に評価した額は、次の各号に定めるいずれかの書類における被保険投資の相手方</p>	

新	旧	備考
<p>評価額（以下「<u>直前評価額</u>」という。）を基礎とするものとする。</p> <p>一 直近の被保険投資の相手方の財務諸表等（公認会計士又はこれに準ずる者（以下、「<u>公認会計士等</u>」という。）が<u>当該財務諸表等の適正性を保証</u>したもの。以下「<u>監査済財務諸表等</u>」という。）</p> <p>二 前号の書類の提出が困難な場合は、直近の被保険投資の相手方の財務諸表等（<u>当該財務諸表等の適正性について公認会計士等による保証がないもの</u>。以下「<u>未監査財務諸表等</u>」という。）であって、被保険者の監査済財務諸表等の作成にあたり基礎となった書類</p> <p>三 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 前条第1項第1号の非常事故株式等について当該事由の発生直後に評価した額は、次の各号に定めるいずれかの書類における被保険投資の相手方評価額（以下「<u>直後評価額</u>」という。）を基礎とするものとする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>4 （略）</p>	<p>評価額（以下「<u>修正前直前評価額</u>」という。）を基礎として、<u>当該評価には反映されていない増資、減資、事業譲渡、合併、重要資産の処分又は毀損、担保の実行その他これらに準ずる事象（以下「<u>重要な事象</u>」という。）による変動額を調整した後の金額とする。ただし、<u>重要な事象により調整すべき金額が、修正前直前評価額の10%以下である場合は、当該調整は行わない。</u></u></p> <p>一 直近の被保険投資の相手方の財務諸表等（公認会計士又はこれに準ずる者が<u>証明</u>したもの。以下「<u>監査済財務諸表等</u>」という。）</p> <p>二 前号の書類の提出が困難な場合は、直近の被保険投資の相手方の財務諸表等（公認会計士又はこれに準ずる者の<u>証明がないもの</u>。以下「<u>未監査財務諸表等</u>」という。）であって、被保険者の監査済財務諸表等の作成にあたり基礎となった書類</p> <p>三 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 前条第1項第1号の非常事故株式等について当該事由の発生直後に評価した額は、次の各号に定めるいずれかの書類における被保険投資の相手方評価額（以下「<u>修正前直後評価額</u>」という。）を基礎として、<u>当該評価には反映されていない被保険投資の相手方における重要な事象による変動額を調整した後の金額とする。ただし、重要な事象により調整すべき金額が、修正前直後評価額の10%以下である場合は、当該調整は行わない。</u></p> <p>一～三 （略）</p> <p>4 （略）</p>	
<p>第5条～第10条 （略）</p>	<p>第5条～第10条 （略）</p>	
<p>第3章～第6章 （略）</p>	<p>第3章～第6章 （略）</p>	
<p>第7章 債権の回収 （保険代位）</p> <p>第30条 日本貿易保険は、保険金を支払ったときは、法第42条の規定に基づき保険金の支払のときに<u>保険契約者又は被保険者の有していた非常</u></p>	<p>第7章 債権の回収 （保険代位）</p> <p>第30条 日本貿易保険は、保険金を支払ったときは、法第42条の規定に基づき保険金の支払のときに被保険者の有していた非常事故配当金請求</p>	

新	旧	備考
事故配当金請求権、信用事故配当金請求権、送金不能額又は送金不能取得額に係る債権その他の第三者に対する権利を支払った保険金の額の第3条各項に規定する残額に対する割合をもって取得する。	権、信用事故配当金請求権、送金不能額又は送金不能取得額に係る債権その他の第三者に対する権利を支払った保険金の額の第3条各項に規定する残額に対する割合をもって取得する。	
第31条～第32条 （略）	第31条～第32条 （略）	
第8章 （略） <u>附 則</u> <u>この規程は、令和3年4月1日から実施する。</u>	第8章 （略）	